

令和6年1月23日

阿賀野市議会議長 市川英敏様

社会厚生常任委員会委員長 大滝 勝

所管事務調査報告書

本委員会は、令和5年第6回議会定例会において議決を経た、閉会中の所管事務調査を下記のとおり行ったので、会議規則第110条の規定により報告します。

記

○所管事務調査

- 1 調査事項 児童虐待防止に対する取組について
- 2 調査期日 令和6年1月23日(火) 午前10時00分
- 3 調査経過

令和6年1月23日、山崎民生部長、吉川健康推進課長、高橋社会福祉課長、塚野生涯学習課長並びに担当職員の出席を求めて本委員会を開催し、調査事項について担当課長から説明を受け、質疑・意見集約を行いました。

4 調査結果

児童虐待の定義

児童虐待とは、保護者がその監護する児童に対して行う、次の4種類の虐待行為を指します。

①身体的虐待

児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えることで、具体的には、あざや骨折、火傷などの外傷を生じさせる行為です。食事を与えない、外に締め出す、自由に動けないようにつないだり、決まった場所から出れないように拘束するなどの行為もこれに当てはまります。

②性的虐待

児童にわいせつな行為をすること、または児童をしてわいせつな行為をさせることで、具体的には、子どもへの性交、子どもの性器を触る、または子どもに性器を触らせる、見せるなどの性的な行為、子どもをポルノグラフィの被写体にするなどもこれに当たります。

③ネグレクト

育児放棄や育児怠慢とも言われており、保護者としての監護を著しく怠ること、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食または長時間の放置、保護者以外の同居人による虐待行為の放置などを言います。具体的には、子どもの健康や安全への配慮を怠り、食事、衣服、住居などが極端に不適切な状態や、健康状態を損なうほどの無関心、怠慢、子どもを遺棄したり、置き去りにすることなどもこれに当たります。

④心理的虐待

児童に著しい心理的外傷を与える言動を行うことで、具体的には、ことばによる脅かし、脅迫、心や自尊心を傷つけるような言動のほか、子どもを無視したり、拒否的な態度を示すこと、子どもの前で配偶者やその他の家族などに対する暴力や暴言を行うこともこれに当たります。

相談対応件数の推移

児童虐待防止法が施行された平成12年以降、国・県ともに虐待相談対応件数は年々増加し続け、平成30年には全国で15万件を超えており、新潟県でも2,793件と、平成12年の10倍となりました。これは、児童虐待に関する事件がたびたび報道されることにより児童虐待が認知されてきたこと、平成16年の法改正により、子どもの面前でのDVも児童虐待に当たることが明確化されたこと、それまでは児童相談所に対応してきた児童虐待の相談が、平成17年の児童福祉法改正によって、住民に身近な市町村に相談窓口を設置して、要保護児童への相談対応の実際は市町村で行うことになったことなどが、通告件数増加の要因と考えられます。子どもの数は減少しておりますが、虐待相談の対応件数は増加し続けています。

当市での相談体制

平成17年度 福祉課児童福祉係に児童家庭相談窓口を設置

※児童福祉法の改正により、児童虐待の通告先に市町村が追加

平成18年度 要保護児童対策地域協議会を設置

平成25年度 児童相談係を新設

平成29年度 児童若者相談支援センター 児童若者相談支援係に名称変更

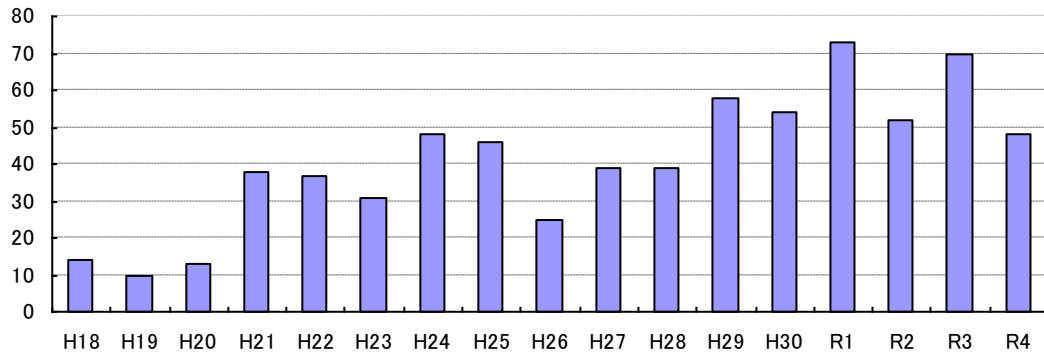
平成30年度 健康推進課「子育て世代包括支援センターに」移管

こども若者相談支援係に名称変更

当市においても児童虐待の相談件数は年々増加傾向にあります。相談窓口を設置した当初は年間10人程度の相談対応でしたが、徐々に増加しています。年度によって差はありますが、年間50人前後の相談対応をしています。令和4年度は48人、令和5年度は調査日現在で44人という状況です。相談内容については、

心理的虐待の割合が半数以上を占めており、子どもの面前での夫婦げんかや夫から妻へのDV等が多くなっています。児童虐待者別として多いのが母親、次いで父親、両親、兄弟等となっています。また、年齢別の相談件数では、乳幼児が半分近くを占めていますが、小学生の相談件数も増えています。

〈市内の児童虐待相談件数の推移〉



支援の実際

相談や通告があった場合には、相談通告者から必要な情報を収集するとともに、その世帯に関わっている関係機関から情報収集し、その情報をもとに受理会議を行っています。相談通告の際に把握した内容を踏まえ、安全確認の方法や追加情報の調査、支援方法、担当者を決定し、緊急性の判断を行い、その後、48時間以内に、兄弟も含めた子どもの心身の安全が守られているか、安全確認を行うとともに、保護者や関係機関に調査を実施しています。調査結果を基に支援方針を決定、定期的な訪問や関係機関の観察支援により経過を見ながら、実務者会議で定期的に経過の報告を行い、支援方針を随時決定していきます。支援の終結も実務者会議で決定します。

虐待防止に向けた取組

①母子保健と連携した妊娠期からの取組

妊娠届出時に全妊婦と面談を実施しています。妊娠期から子育て期にわたるまで、関係機関が連携し、切れ目のない支援を行うことで虐待の防止につなげていきます。

②虐待予防の啓発

啓発リーフレットの配布や研修会・講演会などを実施のほか、相談窓口の周知を毎月広報等で行っています。

③養育支援訪問

養育支援が必要な家庭へ訪問や電話で相談支援を行っています。

委員会質疑・意見

担当課長からの説明後、委員から次のような質問や意見がありました。

○心理的虐待やネグレクトなど、なかなか覚知しにくいものの場合、どのよう

に情報が寄せられるのか。

⇒ 学校や保育園など、家族以外に接している関係機関からの相談もあるが、面前DVの場合は警察からの通告もある。

○虐待しているという認識がないケースもあると思うが、そういう親への啓発が必要ではないか。

⇒ 身体的な虐待や暴力については、やってはいけないと指導するが、ネグレクトなどは親や家族と関係が切れないような形でつながって支援していくことが必要なので、子どもにとって適切な環境ではないと伝えても、はっきりと虐待していると伝えない場合もある。

今までも広報はしているが、今後もさらに親子の関わり等については、いろいろな場面で伝えていきたいと考えている。

○学校やPTA等と連携して、保護者に対しても講演会や研修会なども行ってもらいたい

⇒ 学校とは定期的に会議を行ったり、教職員向けの研修は開催しているが、PTAからも要望があれば、講演会や研修会についても協力して実施していきたい。

○ペットの虐待についても、心理的虐待に当たると思うので考えてもらいたい。

⇒ 人だけではなく生き物に対しての虐待も、それを見た子どもが心に傷を負うようなことがあれば、それは良くない行為なので、そういうところも含めながら見ていきたい。

児童虐待は、いろいろなリスク要因を持っていて非常に難しい問題で、家庭内でケアできればいいが、それが困難な場合は、いろいろな機関と連携して指導・支援してもらうことにより、心豊かな子ども達に成長してもらいたいと意見集約されました。

以上、社会厚生常任委員会の所管事務調査の委員長報告といたします。